

1. 地域型保育事業の「認可」について【概要】

子ども・子育て支援新制度では、

① 特定教育・保育施設〔保育所、幼稚園、認定こども園〕の認可主体は都道府県、指定都市、中核市

② 地域型保育事業〔小規模保育事業、家庭的保育事業等〕の認可主体は市町村となり、②地域型保育事業については、市が定める設備及び運営の基準に基づき、市が認可します。

この**地域型保育事業の「認可」**にあたり、子ども・子育て会議（児童福祉に関する審議会）の意見を聴取するものとなっています。

2. 給付施設の「利用定員設定」について【概要】

子ども・子育て支援新制度では、運営費等の各施設への給付（国・県・市からの財政支援）は、

① 特定教育・保育施設〔保育所、幼稚園、認定こども園〕への施設型給付

② 地域型保育事業者〔小規模保育事業者、家庭的保育事業者等〕への地域型保育給付

に分かれますが、①②ともに、施設ごとに、認可定員の範囲内で市が利用定員を設定した上で、運営基準等を満たしていることを確認し、財政支援を行います。

この**「利用定員設定」**にあたり、子ども・子育て会議の意見を聴取するものとなっています。

「認可」と「利用定員設定」のイメージ	認可	施設への給付		
		利用定員設定	確認	
①特定教育・保育施設 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 保育所 保育認定 (0～5歳) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 幼稚園 教育標準時間認定 (3～5歳) </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 認定こども園 教育標準時間認定・保育認定 (0～5歳) </div>	県	市	市	} 3. ^
②地域型保育事業 小規模保育事業、家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 保育認定 (0～2歳) </div>	市	市	市	

書面による意見の聴取について(別紙)の **(2)** **(3)** の部分

(参考) 認可定員と利用定員の違い

認可定員	教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
利用定員	子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員 (認定区分(1～3号認定)ごとに定めます。)

3. 利用定員設定対象施設

(1) 公立幼稚園の認定こども園化（3施設）

令和2年4月1日 開園予定

現園名	認定こども園名	所在地	現認可定員 利用定員	認可定員 利用定員
玉川幼稚園	玉川こども園	野路九丁目	130人	175人
常盤幼稚園	常盤こども園	志那中町	65人	85人
老上幼稚園	老上こども園	矢橋町	170人	175人

施設名称	玉川こども園	常盤こども園	老上こども園
類型	幼稚園型	幼稚園型	幼稚園型
利用定員	175人 (+45人)	85人 (+20人)	175人 (+5人)
1号認定 (教育)	153人 (+23人)	63人 (-2人)	153人 (-17人)
2号認定 (保育3~5歳)	22人 (+22人)	22人 (+22人)	22人 (+22人)
3号認定 (保育0~2歳)	0人	0人	0人

説明：

「玉川幼稚園」および「常盤幼稚園」ならびに「老上幼稚園」が認定こども園化に係る整備を行いつつ、令和2年4月から認定こども園として開園予定となっております。新施設では「玉川こども園」および「老上こども園」が認可定員、利用定員ともに175人、内訳は、1号認定が153人で2号認定が22人となっております。また、「常盤こども園」は認可定員、利用定員ともに85人、内訳は1号認定が63人、2号認定が22人となっております。いずれも幼稚園型の認定こども園となっております。

(2) 私立認可保育所の認定こども園化（1箇所）

令和2年4月1日 開園予定（認可保育所からの移行）

現園名	認定こども園名	所在地	現認可 利用定員	認可 利用定員
あさひ保育園	（仮称）あさひこども園	笠山一丁目	200人	205人

施設名称	（仮称）あさひこども園
類型	幼保連携型
利用定員	205人 （+5人）
1号認定 （教育）	15人 （+15人）
2号認定 （保育3～5歳）	111人 （-11人）
3号認定 （保育0～2歳）	79人 （+1人）
施設整備	なし

説明：

現在、私立認可保育所である、「あさひ保育園」が認定こども園「（仮称）あさひこども園」として令和2年4月に開園予定となっております。定員についてですが、全体では5人増の205人となりまして、内訳は、1号認定が15人増の合計15人、2号認定が11人減の合計111人、3号認定が1人増の79人でございます。幼保連携型の認定こども園でございます。

(3) 私立認可外保育施設の認可化およびこども園化（1箇所）

令和2年4月1日 開園予定（認可外保育施設からの移行）

現園名	認定こども園名	所在地	現認可 利用定員	認可 利用定員
TAMランド野路園	(仮称) TAMランド野路こども園	野路八丁目	0人	144人

施設名称	(仮称) TAMランド野路こども園
類型	保育所型
利用定員	144人
1号認定 (教育)	24人
2号認定 (保育3～5歳)	120人
3号認定 (保育0～2歳)	0人
施設整備	なし

説明：

これまで認可外保育施設として運営をしてこられた「TAMランド野路園」が、令和2年4月より認可保育施設として滋賀県の認可を受けることと併せて、認定こども園「(仮称) TAMランド野路こども園」として開園いたします。認可・利用定員は全体で144人、内訳は、1号認定が24人、2号認定が120人となっております。保育所型の認定こども園でございます。

5ページに、参考として、認定こども園の類型と概要を掲載しております。法的性格が、幼保連携型は「学校かつ児童福祉施設」、幼稚園型は「学校」、保育所型は「児童福祉施設」であることをはじめ、職員の性格や給食の提供、開園日・開園時間等にご覧のような違いがあります。

(参考) 認定こども園の類型と概要

(内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」より)

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校（幼稚園 +保育所機能）	児童福祉施設（保育 所+幼稚園機能）	幼稚園機能+ 保育所機能
職員の 性格	保育教諭 （幼稚園教諭 +保育士資格）	満3歳以上→ 両免許・資格の併有 が望ましいがいずれ かでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有 が望ましいがいずれ かでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要 ※ただし、2.3号子 どもに対する保育 に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有 が望ましいがいずれ かでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の 提供	2.3号子どもに対す る食事の提供義務 自園調理が原則・ 調理室の設置義務 （満3歳以上は、外 部搬入可）	2.3号子どもに対す る食事の提供義務 自園調理が原則・ 調理室の設置義務 （満3歳以上は、外 部搬入可） ※ただし、基準は 参酌基準のため、 各都道府県の条 例等により、異な る場合がある。	2.3号子どもに対す る食事の提供義務 自園調理が原則・調 理室の設置義務 （満3歳以上は外 部搬入可）	2.3号子どもに対す る食事の提供義務 自園調理が原則・ 調理室の設置義務 （満3歳以上は、外 部搬入可） ※ただし、基準は 参酌基準のため、 各都道府県の条 例等により、異な る場合がある。
開園日 開園時間	11時間開園、土曜日 が開園が原則（弾力 運用可）	地域の実情に応じて 設定	11時間開園、土曜日 が開園が原則（弾力 運用可）	地域の実情に応じて 設定

(4) 私立認可保育所の新設（1箇所）

令和2年4月1日 滋賀県が認可、開園予定（私立認可保育所の新設）

エリア	志津
施設名称	(仮称) あおじ保育園
所在地	青地町261番地
類型	保育所
事業者名	社会福祉法人 よつば会
認可、利用定員	110人
2号認定 (保育3～5歳)	60人
3号認定 (保育0～2歳)	50人
通常保育以外に実施する事業	延長保育、障害児保育、一時預かり
施設整備	あり

(仮) あおじ保育園開園予定地



説明：

本市では、共働き世帯の増加や就労形態の多様化等を背景に保育需要が高まっております。これに対応するため、平成30年度に私立認可保育所新設に係る公募を実施し、平成30年9月10日の社会福祉法人等審査会の答申を経て選定した、社会福祉法人よつば会が新設する「(仮称) あおじ保育園」が滋賀県の認可を受け令和2年4月に開園いたします。認可定員・利用定員はともに110人で、内訳は3号認定が50人、2号認定が60人となっております。対象年齢は0歳児から5歳児まで、通常保育以外に延長保育や障害児保育、一時預かりを実施いたします。

開園予定地は青地町で、市内でも非常に保育需要の高い志津小学校区となっております。

4. 認可確認・利用定員設定対象施設

(1) 小規模保育事業A型の新設（4箇所）

令和2年4月1日 市認可および開設予定

エリア		玉川	草津第二	渋川	渋川
施設名称		(仮称) TAMランド野路つぼみ園	(仮称) 第三あおば草津保育園	(仮称) 渋川ナーサリー	(仮称) 西渋川たち小規模保育園
所在地		野路8丁目16-11	大路3丁目1-31	渋川1丁目4-29	西渋川1丁目16-51
類型		小規模 保育事業A型			
事業者名		株式会社成基	有限会社 ボンサンス	一般社団法人青空	特定非営利活動法人スポキッズ
認可、利用定員		19	19	19	19
3号認定 (保育0～ 2歳)	0歳	3	3	3	6
	1歳	8	8	8	6
	2歳	8	8	8	7
通常保育以外に 実施する事業		延長保育、一時預かり (余裕活用型)	延長保育、一時預かり (余裕活用型)	延長保育	延長保育、一時預かり (余裕活用型)
保育室等の面積		52.78㎡	62.241㎡	57.45㎡	53.548㎡
乳児室 または ほふく室	基準	乳児または満2歳に満たない幼児1人あたり床面積3.3㎡以上			
	基準 面積	0・1歳児定員 11人×3.3=36.3㎡	0・1歳児定員 11人×3.3=36.3㎡	0・1歳児定員 11人×3.3=36.3㎡	0・1歳児定員 12人×3.3=39.6㎡
	実 面積	36.577㎡	43㎡	41.6㎡	39.651㎡
保育室	基準	満2歳以上の幼児1人あたり、床面積1.98㎡以上			
	基準 面積	2歳児定員8人×1.98 =15.84㎡	2歳児定員8人×1.98 =15.84㎡	2歳児定員8人×1.98 =15.84㎡	2歳児定員7人×1.98 =13.86㎡
	実 面積	16.203㎡	19.241㎡	15.85㎡	13.897㎡
屋外遊戯 場	基準	満2歳以上の幼児1人あたり、面積3.3㎡以上			
	基準 面積	2歳児定員8人×3.3 =26.4㎡	2歳児定員8人× 3.3=26.4㎡	2歳児定員8人× 3.3=26.4㎡	2歳児定員7人× 3.3=23.1㎡
	実 面積	714.3㎡(代替)	490.36㎡(代替)	488㎡(代替)	2,400㎡(代替)
食事の提供		有(自園調理)	有(自園調理)	有(外部搬入)	有(自園調理)
連携施設		(仮称) TAMランド野路こども園	のみちこども園、 さくらがおかこども 園、草津幼稚園	びわこきららこども 園	渋川あゆみこども 園、大江たち小 規模保育園
施設整備		あり	あり	あり	あり

説明：

地域型保育事業については、市が認可することとなっており、今回認可いたしますのは、小規模保育事業A型です。以下に参考として小規模保育事業の区分と小規模保育事業（A型）の設備及び運営基準の概要を掲載しております。認可保育所との違いは、対象年齢が0歳児から2歳児であること、定員規模が6人以上19人以下であること、集団保育の確保や行事参加など保育内容の支援を受けたり、3歳児の受け皿を確保するために、連携施設を設定することが求められていること、また、職員配置について、認可保育所の基準に加えて1人加配を要することなどが挙げられます。

7ページに各施設の概要を記載しております。低年齢児の保育需要の高まりに対応するため、今年度、小規模保育授業A型の新設に係る公募を実施し、令和元年9月19日の社会福祉法人等審査会の答申を経て、4施設を選定しました。表の左から順に、株式会社成基の「（仮称）TAMランド野路つばみ園」、有限会社ボンサンスの「（仮称）第三あおば草津保育園」、一般社団法人青空の「（仮称）渋川ナーサリー」、特定非営利活動法人スポキッズの「（仮称）西渋川たちち小規模保育園」でございます。いずれも、開園は令和2年4月で、定員は19人でございます。通常保育以外に実施する事業といたしましては、「（仮称）渋川ナーサリー」が延長保育を、その他3施設が延長保育に加えまして一時預かり（余裕活用型）を実施いたします。

（参考）小規模保育事業の区分

		A型	B型	C型
概要	対象年齢	0～2歳児		
	定員規模	6人以上19人以下		6人以上10人以下
	資格	保育士	保育士+保育従事者	家庭的保育者
今回認可対象		4箇所	なし	なし

（参考）小規模保育事業（A型）の設備及び運営基準[概要]

（「草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」より）

項目	概要
設備	<p>1. 必置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる場合 乳児室またはほふく室、調理設備、便所 ◆満2歳以上の幼児を入所させる場合 保育室または遊戯室、屋外遊技場、調理設備および便所 <p>2. 基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳児室またはほふく室 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児または満2歳に満たない幼児1人あたり床面積3.3㎡以上 ・保育に必要な用具を備える ◆保育室または遊戯室 <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人あたり、床面積1.98㎡以上 ・保育に必要な用具を備える ◆屋外遊戯場 <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人あたり、面積3.3㎡以上

食事の提供	当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行う。ただし、当該家庭的保育事業所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理することや、一定の要件のもと外部委託すること、また連携施設や同一法人が運営する他の小規模保育事業所等からの外部搬入も可能。
職員	<p>1. 必置 保育士、嘱託医、調理員 (※ただし、調理業務の全部を委託する場合および外部搬入の場合は調理員を置かないことができる)</p> <p>2. 基準 (保育士配置) ■0歳児⇒3:1 ■1・2歳児⇒6:1 ■3歳児⇒20:1 ■4・5歳児⇒30:1 上記基準により算出した数の合計数に「1」を加えた数以上の配置が必要</p> <p>3. その他 保育士数の算定にあたっては、保健師・看護師または准看護師を1人に限り、保育士とみなす</p>
保育時間	11時間
連携施設	①保育内容の支援 ②代替保育の提供 ③卒園後の受け皿

小規模保育施設整備状況 位置図

(令和2年4月開園予定)



説明：

10ページには開園予定地を掲載しております。「(仮称)西渋川たち小規模保育園および「(仮称)渋川ナーサリー」は渋川小学校区、「(仮称)第三あおば草津保育園」は草津第二小学校区、「(仮称)TAMランド野路つぼみ園」は玉川小学校区であり、いずれも保育需要の高いエリアとなっております。